主 文 本件強制執行停止の申立を却下する。 申立費用は申立人の負担とする。

理中

②要旨〉ところで民訴法第一九八条第二項に所定の、仮執行により給付したものの返還及び損害の賠償を命じる判決〈/要旨〉は、仮執行の結果生じた財産関係における原状の破壊を、簡易迅速な手続によつて是正し、仮執行がなされなかつたと同って機能を回復せしめることを目的とするものであるから、同条に基く判決は、これとので、その宣言を要せず、その言渡によつて当然即時に執行力を生じるものになければならぬ。蓋し同条は、仮執行の宣言を関した判決に対して上告が提起せられ、且つその仮執行によって、当事者に償うことを判決に対して上告が提起せられ、且つその仮執行によって、当事者に償うにといり、以て財産関係における原状を一時保持せしめ得ることを定めたものであるいて、民訴法第一九八条第二項の裁判に基く強制執行を阻止し、以て仮執行において、民訴法第一九八条第二項の裁判に基く強制執行を阻止し、以て仮執行に表示と、民訴法第一九八条第二項の裁判に基く強制執行を阻止し、以て仮執行に表示と、民訴法第一条の律意の外にあることは明かであるからである。

よつて本件強制執行停止の申立は不適法としてこれを却下すべく、民訴法第八九 条を適用して主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 田中正雄 裁判官 河野春吉 裁判官 本井巽)